

平成二十一年政令第五十八号

技術研究組合法施行令

内閣は、技術研究組合法（昭和三十六年法律第八十一号）第五條第二項、第二十一條第五項、第二十七條第三項及び第五項、第二十九條第六項（同法第六十條において準用する場合を含む。）、第三十四條第九項（同法第六十條において準用する場合を含む。）、第三十七條、第四十條第四項及び第七項、第四十三條第三項及び第七項、第六十條、第六十五條第三項、第七十五條、第八十八條、第二百十條第三項、第三百十條、第四百十三條において準用する同法第一百七條、第五百十九條第二項から第五項まで、第六百六十八條、第七百十條第二項並びに第七百七十二條第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（技術研究組合の組合員たる資格を有する者）

第一条 技術研究組合法（以下「法」という。）第五條第二項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 地方公共団体
- 二 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三條に規定する学校法人
- 三 技術研究組合（以下「組合」という。）
- 四 国立大学法人法（平成十五年法律第百二十二号）第二條第三項に規定する大学共同利用機関法人
- 五 独立行政法人国立高等専門学校機構
- 六 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八條第一項に規定する公立大学法人
- 七 試験研究を主たる目的とする一般社団法人又は一般財団法人
- 八 外国政府その他外国の法令上前各号に掲げる者に相当する者

第二条 法第二十一條第五項の政令で定める基準は、事業年度の開始の時ににおける組合員の総数が千人であることとする。

2 組合の事業年度の開始の時ににおける組合員の総数が新たに千人を超えることとなった場合においては、当該事業年度の開始後最初に招集される通常総会の終了の時までは、当該組合は、法第二十一條第五項の政令で定める基準を超える組合に該当しないものとみなす。

3 組合の事業年度の開始の時ににおける組合員の総数が新たに千人以下となった場合においては、当該事業年度の開始後最初に招集される通常総会の終了の時までは、当該組合は、法第二十一條第五項の政令で定める基準を超える組合に該当するものとみなす。

第三条 法第二十七條第三項の規定により組合の役員及び権限について会社法（平成十七年法律第八十六号）の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定 第三百五十七條第一項	読み替えられる字句 読み替えられる字句	読み替えられる字句 読み替えられる字句
読み替える会社法の規定 第三百六十條第一項	株式を有する株主	組合員である者
読み替える会社法の規定 第三百八十一條第二項、第三百八十五條並びに第三百八十六條第一項第一号並びに第二項第一号及び第二号	取締役	理事
読み替える会社法の規定 第三百八十一條第二項	支配人	参事

第三百八十一條第二項及び第三項、第三百八十五條第一項並びに第三百八十六條第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）	監査役設置会社	監査権限定組合以外の組合
第三百八十一條第三項		
第三百八十六條第一項	子会社に	子会社（技術研究組合法第二十一條第五項第二号に規定する子会社をいう。以下同じ。）に
第三百八十六條第二項	項	第三百四十九條第四技術研究組合法第三十一條第二項及び第三百五十三條
第三百八十六條第二項	項	第三百四十九條第四技術研究組合法第三十一條第二項

2 法第二十七條第五項の規定により監事の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある組合の役員及び権限について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。	読み替える会社法の規定	読み替えられる字句
第三百五十三條	字句	
第三百六十條第一項	第四項	技術研究組合法第三十一條第二項
第三百六十條第一項	株式を有する株主	組合員である者
第三百八十九條第二項	前項	技術研究組合法第二十七條第四項
第三百八十九條第三項及び第四項	取締役	理事
第三百八十九條第四項	支配人	参事
第三百八十九條第五項	子会社に	子会社（技術研究組合法第二十一條第五項第二号に規定する子会社をいう。以下同じ。）に
第三百八十九條第七項	から第三百八十一條技術研究組合法第二十七條第三項において準用する第三百八十一條（第一項を除く。）、第三百八十二條、第三百八十三條第一項本文、第二項及び第三項、第三百八十四條、第三百八十五條並びに第三百八十六條第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）	同法第二十七條第四項

（理事会等の招集について準用する会社法の規定の読替え）	第一項	同法第二十七條第四項
第四条 法第二十九條第六項（法第六十條において準用する場合を含む。）の規定により理事会又は清算人会の招集について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。	読み替える会社法の規定	読み替えられる字句
第三百六十七條第一項	監査役設置会社	監査権限定組合（技術研究組合法第十五條に規定する監査権限定組合をいう。以下同じ。）以外の組合
第三百六十八條	監査役設置会社	監査権限定組合以外の組合
第三百六十八條	各監査役	各監事
第三百六十八條第一項	各監査役	各監事
第三百六十八條第二項	及び監査役	及び監事

第三百六十八條	監査役設置会社	監査権限定組合（技術研究組合法第十五條に規定する監査権限定組合をいう。以下同じ。）以外の組合
第三百六十八條	各監査役	各監事
第三百六十八條第一項	各監査役	各監事
第三百六十八條第二項	及び監査役	及び監事

<p>(役員)の組合に対する損害賠償責任について準用する会社法の規定の読替え) 第五条 法第三十四条第九項の規定により役員)の組合に対する損害賠償責任について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	<p>第二項、第四百二十四条(第四百八十六条第四項において準用する場合を含む)、第四百六十二条第三項(同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る)、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項</p>
<p>読み替えられる会社法の規定 第四百二十六条第一項及び第四百二十七条第一項</p>	<p>読み替えられる字句 読み替えられる字句</p>
<p>読み替えられる会社法の規定 第四百二十六条第一項</p>	<p>読み替えられる字句 読み替えられる字句</p>
<p>読み替えられる会社法の規定 第四百二十七条第一項</p>	<p>読み替えられる字句 読み替えられる字句</p>
<p>読み替えられる会社法の規定 第四百二十七条第一項</p>	<p>読み替えられる字句 読み替えられる字句</p>
<p>読み替えられる会社法の規定 第四百二十七条第一項</p>	<p>読み替えられる字句 読み替えられる字句</p>
<p>読み替えられる会社法の規定 第四百二十七条第一項</p>	<p>読み替えられる字句 読み替えられる字句</p>
<p>読み替えられる会社法の規定 第四百二十七条第一項</p>	<p>読み替えられる字句 読み替えられる字句</p>
<p>読み替えられる会社法の規定 第四百二十七条第一項</p>	<p>読み替えられる字句 読み替えられる字句</p>
<p>読み替えられる会社法の規定 第四百二十七条第一項</p>	<p>読み替えられる字句 読み替えられる字句</p>
<p>読み替えられる会社法の規定 第四百二十七条第一項</p>	<p>読み替えられる字句 読み替えられる字句</p>
<p>読み替えられる会社法の規定 第四百二十七条第一項</p>	<p>読み替えられる字句 読み替えられる字句</p>
<p>読み替えられる会社法の規定 第四百二十七条第一項</p>	<p>読み替えられる字句 読み替えられる字句</p>
<p>読み替えられる会社法の規定 第四百二十七条第一項</p>	<p>読み替えられる字句 読み替えられる字句</p>
<p>読み替えられる会社法の規定 第四百二十七条第一項</p>	<p>読み替えられる字句 読み替えられる字句</p>
<p>読み替えられる会社法の規定 第四百二十七条第一項</p>	<p>読み替えられる字句 読み替えられる字句</p>
<p>読み替えられる会社法の規定 第四百二十七条第一項</p>	<p>読み替えられる字句 読み替えられる字句</p>
<p>読み替えられる会社法の規定 第四百二十七条第一項</p>	<p>読み替えられる字句 読み替えられる字句</p>
<p>読み替えられる会社法の規定 第四百二十七条第一項</p>	<p>読み替えられる字句 読み替えられる字句</p>
<p>読み替えられる会社法の規定 第四百二十七条第一項</p>	<p>読み替えられる字句 読み替えられる字句</p>
<p>読み替えられる会社法の規定 第四百二十七条第一項</p>	<p>読み替えられる字句 読み替えられる字句</p>
<p>読み替えられる会社法の規定 第四百二十七条第一項</p>	<p>読み替えられる字句 読み替えられる字句</p>
<p>読み替えられる会社法の規定 第四百二十七条第一項</p>	<p>読み替えられる字句 読み替えられる字句</p>
<p>読み替えられる会社法の規定 第四百二十七条第一項</p>	<p>読み替えられる字句 読み替えられる字句</p>
<p>読み替えられる会社法の規定 第四百二十七条第一項</p>	<p>読み替えられる字句 読み替えられる字句</p>
<p>読み替えられる会社法の規定 第四百二十七条第一項</p>	<p>読み替えられる字句 読み替えられる字句</p>
<p>読み替えられる会社法の規定 第四百二十七条第一項</p>	<p>読み替えられる字句 読み替えられる字句</p>
<p>読み替えられる会社法の規定 第四百二十七条第一項</p>	<p>読み替えられる字句 読み替えられる字句</p>

第四百二十六条第一項及び第四百二十四条 第四百二十七条第一項	第四百二十三條第一項	技術研究組合法第六十条において準用する同法第三十四條第四項	技術研究組合法第六十条において準用する同法第三十四條第四項	技術研究組合法第六十条において準用する同法第三十四條第四項	技術研究組合法第六十条において準用する同法第三十四條第四項
第四百二十六条第一項	監査役設置会社	監査権限定組合（同法第十五条に規定する監査権限定組合をいう。）以外の組合	同法第十五条に規定する監査権限定組合をいう。）以外の組合	同法第十五条に規定する監査権限定組合をいう。）以外の組合	同法第十五条に規定する監査権限定組合をいう。）以外の組合
第四百二十六条第二項	前条第一項	同条第五項	同条第五項	同条第五項	同条第五項
第四百二十六条第三項	前条第三項	技術研究組合法第六十条において準用する同法第三十四條第七項	技術研究組合法第六十条において準用する同法第三十四條第七項	技術研究組合法第六十条において準用する同法第三十四條第七項	技術研究組合法第六十条において準用する同法第三十四條第七項
第四百二十六条第八項	前条第二項各号	技術研究組合法第六十条において準用する同法第三十四條第六項各号	技術研究組合法第六十条において準用する同法第三十四條第六項各号	技術研究組合法第六十条において準用する同法第三十四條第六項各号	技術研究組合法第六十条において準用する同法第三十四條第六項各号
第四百二十七条第一項	前条第四項及び第五項	技術研究組合法第六十条において準用する同法第三十四條第八項	技術研究組合法第六十条において準用する同法第三十四條第八項	技術研究組合法第六十条において準用する同法第三十四條第八項	技術研究組合法第六十条において準用する同法第三十四條第八項
第四百二十七条第二項、第非業務執行取締役等 第四項（第一号及び第二号を除く。）及び第五項	取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）、会計参与、監査役又は会計監査人（以下この条及び第九百十一条第三項第二十五号において「非業務執行取締役等」という。）	清算人	清算人	清算人	清算人
第四百二十七条第三項	非業務執行取締役等と	清算人と	清算人と	清算人と	清算人と
第四百二十七条第四項第一号	同項に規定する取締役	清算人	清算人	清算人	清算人
第四百二十七条第四項第二号	同項に規定する取締役	清算人	清算人	清算人	清算人
第四百二十七条第四項第三号	同項に規定する取締役	清算人	清算人	清算人	清算人
第四百二十七条第四項第四号	同項に規定する取締役	清算人	清算人	清算人	清算人
第四百二十七条第四項第五号	同項に規定する取締役	清算人	清算人	清算人	清算人
3 法第六十条の規定により組合の清算人について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。	読み替えられる字句	読み替えられる字句	読み替えられる字句	読み替えられる字句	読み替えられる字句
第三百五十七條第一項	監査役設置会社にあつては、監査役	監査権限定組合（技術研究組合法第十五条に規定する監査権限定組合をいう。以下同じ。）以外の組合にあつては、監事	監査権限定組合（技術研究組合法第十五条に規定する監査権限定組合をいう。以下同じ。）以外の組合にあつては、監事	監査権限定組合（技術研究組合法第十五条に規定する監査権限定組合をいう。以下同じ。）以外の組合にあつては、監事	監査権限定組合（技術研究組合法第十五条に規定する監査権限定組合をいう。以下同じ。）以外の組合にあつては、監事
第三百六十條第一項	株式を有する株主	組合員である者	組合員である者	組合員である者	組合員である者
第三百八十一條第二項及び第三百八十五條第一項	株式を有する株主	組合員である者	組合員である者	組合員である者	組合員である者
第三百八十一條第二項	支配人	参事	参事	参事	参事
第三百八十一條第二項、第三百八十五條第一項並びに第三百八十六條第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）	監査役設置会社	監査権限定組合以外の組合	監査権限定組合以外の組合	監査権限定組合以外の組合	監査権限定組合以外の組合
第三百八十六條第一項	第三百四十九條第四項技術研究組合法第六十条において準用する同法第三十一條第二項	第三百五十三條及び用する同法第三十一條第二項	第三百五十三條及び用する同法第三十一條第二項	第三百五十三條及び用する同法第三十一條第二項	第三百五十三條及び用する同法第三十一條第二項
第三百八十六條第二項	監査役が	監事	監事	監事	監事
第三百八十六條第二項	監査役が	監事	監事	監事	監事
386条第二項	監査役が	監事	監事	監事	監事
4 法第六十条の規定により組合の清算人の責任を追及する訴えについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。	読み替えられる字句	読み替えられる字句	読み替えられる字句	読み替えられる字句	読み替えられる字句
第八百四十四條第三項	監査役設置会社	監査役が二人以上ある場合に	監査権限定組合（技術研究組合法第十五条に規定する監査権限定組合をいう。）以外の組合	監査権限定組合（技術研究組合法第十五条に規定する監査権限定組合をいう。）以外の組合	監査権限定組合（技術研究組合法第十五条に規定する監査権限定組合をいう。）以外の組合
第八百四十五條第五項、第二百三十三條第二項、第二百八十一條第二項、第二百八十二條第三項、第四百二十四條（第四百八十六條第四項）	六条の二第二項、第四百二十四條（第四百八十六條第四項）	六条の二第二項、第四百二十四條（第四百八十六條第四項）	六条の二第二項、第四百二十四條（第四百八十六條第四項）	六条の二第二項、第四百二十四條（第四百八十六條第四項）	六条の二第二項、第四百二十四條（第四百八十六條第四項）
第八百五十五條、第二百二條第二項、第二百三十三條第二項、第二百八十一條第二項、第二百八十二條第三項、第四百二十四條（第四百八十六條第四項）	六条の二第二項、第四百二十四條（第四百八十六條第四項）	六条の二第二項、第四百二十四條（第四百八十六條第四項）	六条の二第二項、第四百二十四條（第四百八十六條第四項）	六条の二第二項、第四百二十四條（第四百八十六條第四項）	六条の二第二項、第四百二十四條（第四百八十六條第四項）
5 法第六十条の規定により監査権限定組合の清算人について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。	読み替えられる字句	読み替えられる字句	読み替えられる字句	読み替えられる字句	読み替えられる字句
第三百五十三條	第三百四十九條第四項技術研究組合法第六十条において準用する同法第三十一條第二項	第三百五十三條	第三百五十三條	第三百五十三條	第三百五十三條
第三百六十條第一項	株式を有する株主	組合員である者	組合員である者	組合員である者	組合員である者
第三百六十四條	取締役会設置会社	監査権限定組合（技術研究組合法第十五条に規定する監査権限定組合をいう。）	監査権限定組合（技術研究組合法第十五条に規定する監査権限定組合をいう。）	監査権限定組合（技術研究組合法第十五条に規定する監査権限定組合をいう。）	監査権限定組合（技術研究組合法第十五条に規定する監査権限定組合をいう。）
第九條	法第六十五條第三項の規定により組合員への株式の割当てについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。	読み替えられる字句	読み替えられる字句	読み替えられる字句	読み替えられる字句
第二百三十四條第二項	法務省令	主務省令	主務省令	主務省令	主務省令
第八百七十一條第二号	法務省令	主務省令	主務省令	主務省令	主務省令
第八百七十四條各号	法務省令	主務省令	主務省令	主務省令	主務省令
第八百七十四條第四号	法務省令	主務省令	主務省令	主務省令	主務省令

（金銭以外の財産を出資の目的とする場合について準用する会社法の規定の読替え） 第十條 法第七十五條の規定により金銭以外の財産を出資の目的とする場合について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。	読み替えられる字句	読み替えられる字句
第二百七條第一項	募集事項の決定の後	読み替える字句
第二百七條第八項及び第二二五條第一項	同法第六十一條第二項の總會の承認を受けた後	技術研究組合法第七十條
第二百七條第二項		
第八百七十一條第二号	第八百七十四條各号	第八百七十四條第一号
第八百七十二條第四号	第八百七十條第一項各号	第八百七十條第一項第一号及び第四号
	申立人及び当該各号に定める者（同項第当該各号に定める者一、二、三、三号及び第四号に掲げる裁判にあつては、当該各号に定める者）	

（合同会社への組織変更の無効の訴えについて準用する会社法の規定の読替え） 第十一條 法第八十八條の規定により合同会社への組織変更の無効の訴えについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。	読み替えられる字句	読み替えられる字句
第八百三十六條第二項	前項	読み替える字句
第八百三十六條第三項	第一項（前項において準用する場合前項において準用する第八百三十六條第一項を含む。）	読み替える字句

（組合員への株式の割当てについて準用する会社法の規定の読替え） 第十二條 法第二百十條第三項の規定により組合員への株式の割当てについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。	読み替えられる字句	読み替えられる字句
第二百三十四條第二項	法務省令	法務省令
第八百七十一條第二号	第八百七十四條各号	第八百七十四條第四号

（金銭以外の財産を出資の目的とする場合について準用する会社法の規定の読替え） 第十三條 法第三十條の規定により金銭以外の財産を出資の目的とする場合について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。	読み替えられる字句	読み替えられる字句
第二百七條第一項	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百七條第二項	募集事項の決定の後	同法第八十八條第二項の總會の承認を受けた後
第二百七條第八項及び第二二五條第一項	技術研究組合法第二二五條	
第二百七條第二項		
第八百七十一條第二号	第八百七十四條各号	第八百七十四條第一号
第八百七十二條第四号	第八百七十條第一項各号	第八百七十條第一項第一号及び第四号

（合同会社を設立する新設分割の無効の訴えについて準用する会社法の規定の読替え） 第十四條 法第四十三條において読み替えて準用する法第十七條の規定により合同会社を設立する新設分割の無効の訴えについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。	読み替えられる字句	読み替えられる字句
	申立人及び当該各号に定める者（同項第当該各号に定める者一、二、三、三号及び第四号に掲げる裁判にあつては、当該各号に定める者）	

（合同会社を設立する新設分割の無効の訴えについて準用する会社法の規定の読替え）
第十四條 法第四十三條において読み替えて準用する法第十七條の規定により合同会社を設立する新設分割の無効の訴えについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替えられる字句
第八百三十六條第二項	前項	読み替える字句
第八百三十六條第三項	第一項（前項において準用する場合前項において準用する第八百三十六條第一項を含む。）	読み替える字句
	（組合の總會の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について準用する会社法の規定の読替え）	
第十五條 法第五十九條第二項の規定により組合の總會の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合については、同項中「第九百三十七條第一項各号」とあるのは、「技術研究組合法第五十六條第二項各号」と読み替えるものとする。		
第十六條 法第五十九條第三項の規定により組合の組織変更の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合については、同項中「第九百三十七條第一項各号」とあるのは、「技術研究組合法第五十六條第二項各号」と読み替えるものとする。		
読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替えられる字句
第九百三十七條第三項	各会社の本店	会社の本店及び組合の主たる事務所
第九百三十七條第四項	各会社の支店	技術研究組合法第五十六條第二項各号
	（組合の合併の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について準用する会社法の規定の読替え）	
第十七條 法第五十九條第四項の規定により組合の合併の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合については、同項中「第九百三十條第二項各号」とあるのは、「技術研究組合法第五十六條第二項各号」と読み替えるものとする。		
（組合の新設分割の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について準用する会社法の規定の読替え）		
第十八條 法第五十九條第五項の規定により組合の新設分割の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合については、同項中「第九百三十條第二項各号」とあるのは、「技術研究組合法第五十六條第二項各号」と読み替えるものとする。		
読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替えられる字句
第九百三十七條第三項	各会社の本店	各組合の主たる事務所又は組合の主たる事務所及び各組合の本店
第九百三十七條第四項	各会社の支店	各組合の主たる事務所又は組合の主たる事務所及び各組合の支店
	（組合の登記について準用する商業登記法の規定の読替え）	
第十九條 法第六十八條の規定により組合の登記について商業登記法（昭和三十八年法律第二百十五号）の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。		
読み替える商業登記法の規定	読み替えられる字句	読み替えられる字句
第十二條第一項並びに第四十五條支配人	参事	
第十三條第一項及び第二項		

第七十一条第三項	同法第四百八十三条第四項	同法第六十条において準用する会社法第四百八十三条第四項
第八十七条第二項	第八十五条又は前条	技術研究組合法第五十五条の設立
第八十八条第一項	第二十四条各号	技術研究組合法第六十八条において準用する第二十四条第一号から第十五号まで
<p>(株式会社を設立する新設分割の登記について準用する商業登記法の規定の読替え)</p> <p>第二十条 法第七十条第二項の規定により株式会社を設立する新設分割の登記について商業登記法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p> <p>読み替える商業登記法読み替えられる読み替える字句</p>		
第八十七条第二項の規定	字句	技術研究組合法第六十八条において準用する第八十七条
第八十八条第二項	前項	技術研究組合法第六十八条において準用する第八十七条
第八十八条第一項	第八十五条又は同法第九十一条	技術研究組合法第六十八条において準用する第二十四条
第八十八条第二項	前条	技術研究組合法第六十八条において準用する第二十四条
第八十八条第二項	第二十四条各号	第一号から第十五号まで
第八十八条第二項	前条第一項	技術研究組合法第六十八条において準用する第八十七条第一項
<p>(合同会社を設立する新設分割の登記について準用する商業登記法の規定の読替え)</p> <p>第二十一条 法第七十二条第二項の規定により合同会社を設立する新設分割の登記について商業登記法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p> <p>読み替える商業登記法読み替えられる読み替える字句</p>		
第八十七条第二項の規定	字句	技術研究組合法第六十八条において準用する第八十七条
第八十七条第二項	前項	技術研究組合法第六十八条において準用する第八十七条
第八十八条第一項	第八十五条又は同法第九十四条	技術研究組合法第六十八条において準用する第八十七条
第八十八条第一項	前条	技術研究組合法第六十八条において準用する第二十四条
第八十八条第一項	第二十四条各号	第一号から第十五号まで
第八十八条第二項	前条第一項	技術研究組合法第六十八条において準用する第八十七条第一項

附 則

この政令は、我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第二十九号）の施行の日（平成二十一年六月二十二日）から施行する。

附 則（平成二十四年七月十九日政令第一九七号）

この政令は、新非訟事件手続法の施行の日（平成二十五年一月一日）から施行する。

附 則（平成二十七年四月三〇日政令第二二五号）

この政令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年五月一日）から施行する。